

<<JPEG 画像について>>

総合文化祭のアナウンス部門・AP 部門では JPEG 画像を使用します。

1. 写真は必ず制作者が自分の手で撮影してください。

他の人が撮影した写真は、その人に権利があり、制作者にはありません。

インターネット上に書かれた他人のウェブページからの写真流用も禁止です。

他の人が写した写真をさらにデジカメで撮っても、権利は元の写真を撮影した人にあります。

2. アナログカメラで撮影した場合は写真をスキャナーで取り込んでください。

3. 手書きの文字や絵を使う場合は、それをカメラで撮影するかスキャナーで取り込めば利用できます。

4. 画像編集ソフトで、写真の上から絵や字を書くことは可能です。

5. 被写体には、芸術・文学等の作品には通常、著作権が発生します。

これは他の人が撮影した写真も含まれます。

いずれも別途、許諾の用紙を作成して著作権者に許諾を得て印をもらってください。

6. 新聞紙面・入場券が必要な場所での撮影・作者が死後 50 年経過していない絵画等の作品

・ CD ジャケット・本の表紙、本の中身等はいずれも著作権が発生します。

これらを使用するときは制作者の印を付いた書類をもらってください。

7. 著作物ではありませんが明らかに商品名や会社名が解る映像は、避けた方がよいと思います。

8. インタビューした人の肖像権の許諾は原則必要ありません。（撮影を許可したことが明らかであれば必要ありません。）肖像権の許諾が必要な人たちは、撮られることを意識していない人たちです。

人の顔がハッキリ写っていて、人物の特定が可能な場合は許諾の用紙を作成して被撮影者に許諾を

得て印をもらってください。撮影後に「こんな人が写っている！」という写真を見つけて、撮られ

ている人を見つけることが不可能な場合はその写真は使用できないと考えてください。

9. 人形等のキャラクター玩具等の使用も原則禁止です。

自作のオリジナル人形を作成・使用してください。